

令和8年度第1回子ども・子育て会議 会議録

日時

令和8年4月22日（水）午前10時から午前11時10分まで

場所

流山市中央公民館 3階講義室

出席委員

半田 勝久委員、増田 かおり委員、藤本 喜代美委員、下村 僚祐委員、北野 美紀委員、郡司 美紀委員、長谷部 敬子委員、小菅 恒夫委員、若松 文委員、真木 彩乃委員、藪本 敦弘委員、伊ヶ崎 さおり委員、田中 由実委員、小澤 孝江委員、石田 尚美委員、加藤 美佳里委員

欠席委員

村上 涼委員、仁科 遥花委員

傍聴者

なし

事務局

富安こども未来部長、遠藤こども未来部次長兼保育課長、松田こども未来課長、平尾こども家庭センター所長、育野こども未来課長補佐、鷺尾こども未来課こども政策室長、山崎こども未来課主査、小林こども未来課事務員、梅田こども未来課会計年度任用職員

議題

- (1) 「（仮称）流山市こどもの権利条例」の制定検討に係る諮問
- (2) 「（仮称）流山市こどもの権利条例」の制定検討及び流山市こどもの権利部会委員の追加選任について
- (3) その他

配付資料

資料 1：「（仮称）流山市こどもの権利条例」の制定に向けて

資料 2：令和 8 年度の子ども・子育て会議の検討体制について

資料 3：令和 8 年度子ども・子育て会議スケジュール

資料 4：流山市子ども・子育て会議（流山市こどもの権利部会）若者委員
募集要項

資料 5：流山市こどもの権利部会（若者委員）応募申込書

資料 6：若者委員募集チラシ

議事録《概要》

《田中副会長》

それでは、ただいまから令和 8 年度第 1 回流山市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日、村上会長がご都合により欠席し、会長不在となっておりますので、副会長の田中が代わって議事進行を務めさせていただきます。

本日は、新たな委員の委嘱があります。事務局からお願いします。

《松田こども未来課長（事務局）》

これまで委員を務めていただいていた渋木委員におかれましては、都合により委員を辞することとなり、後任としておおぐろの森中学校の郡司美紀校長にお願いすることといたしました。本来であれば、市長から委嘱状をお渡しするところではございますが、公務の都合上、本会議への出席ができませんので、こども未来部長の富安から委嘱状をお渡しさせていただきます。

《富安こども未来部長（事務局）》

委嘱状

郡司美紀 様

流山市子ども・子育て会議委員を委嘱します。

委嘱期間：令和 8 年 4 月 22 日から令和 9 年 5 月 31 日まで

令和 8 年 4 月 22 日

流山市長 井崎義治

よろしく申し上げます。

《松田こども未来課長（事務局）》

それでは、郡司委員に一言ご挨拶いただければと思います。お願いします。

《郡司委員》

おはようございます。この4月におおぐろの森中学校に着任しました郡司と申します。昨年までは市の職員として、こどものことに関わる仕事をしてきたため、立場が変わりますが、また、同じように皆様方とこどもたちのために何か作り上げていけたらと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

《松田こども未来課長（事務局）》

ありがとうございました。事務局からは以上でございます。

《田中副会長》

はい、ありがとうございました。

では、はじめに本日の出席をご報告いたします。ただいまのところ出席委員15名、あとで1名加わる予定です。欠席委員2名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

では、議事に入る前に新年度となりましたので、事務局から職員の紹介をお願いします。

《松田こども未来課長（事務局）》

令和8年度の事務局の体制について紹介させていただきます。

【事務局職員紹介】

《田中副会長》

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。初めに議題（1）「（仮称）流山市こどもの権利条例」の制定検討に係る諮問」についてです。事務局から説明をお願いします。

《松田こども未来課長（事務局）》

それでは議題（1）についてご説明いたします。

今年の第1回定例会の施政方針において市長より、こどもの権利に関する

条例の制定に向け検討を進めて参りますとの表明がありました。これを受けて、子ども・子育てに関する主要な政策に関する調査、審議を行う機関である本会議において制定に向けた素案作成等に係る事項を諮問させていただくものでございます。本来でありましたら、井崎市長から諮問をさせていただくところでございますが、公務の都合上、本会議の出席が叶いませんので、こども未来部長の富安から諮問書をお渡しさせていただきます。

《松田こども未来課長（事務局）》

ありがとうございました。では、ただいまの諮問書の写しを皆様に配布させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

《田中副会長》

はい、条例に向けた話が会議に入ってくると思います。皆さんどうぞよろしくよろしくお願いいたします。

では、議題（１）については、以上といたします。

次に議題（２）「（仮称）流山市こどもの権利条例」の制定検討及び流山市こどもの権利部会委員の追加選任について」です。

資料について、事務局から説明をお願いします。

《事務局》

資料１：「（仮称）流山市こどもの権利条例」の制定に向けて

資料２：令和８年度の子ども・子育て会議の検討体制について

資料３：令和８年度子ども・子育て会議スケジュール

資料４：若者委員公募要項（公開用）

資料５：流山市こどもの権利部会（若者委員）応募申込書

資料６：若者委員募集チラシ

説明

《田中副会長》

以上で、事務局からの説明が終わりました。

まずは、「資料１：「（仮称）流山市こどもの権利条例」の制定に向けて」について、ご意見やご質問のある方は挙手をお願いいたします。

小澤委員をお願いします。

《小澤委員》

ご説明ありがとうございました。

いろいろな思いを持ちながら聞いていたのですけれども、イメージができました。いろいろな自治体で、こどもの権利条例ができてきている中で、流山市もこどもにしっかりと意見を聴いて条例を作るとのことなので、流山市が進んだと感じ、ほっとしております。

ただし、こどもに意見を聴いて、こどもたちが頑張っ一緒に作っていったにもかかわらず、パブリックコメントを行ったときに、市民の方たちからの反応がなく、一部のこどもたちだけで、「こどもの権利」という感じで、すごくエンパワーメントされるのですけれども、そうすると普通のこどもたちとの温度差があり過ぎて、その子たちが、また、つらい思いをするというような状況を見えています。流山はある意味、まだ後発というほど遅いわけではないと思うのですけれども、そういう事例を見ると、学校との協力体制というのが、すごく大切なのではないかと思います。一部の子たちだけが、思いを持って進んでしまう、その子たちが浮いてしまうみたいな状況になっていってしまうので、流山市はもっとこどもたちみんなに「こどもの権利」を伝えていくような方向性で、3年ぐらいかけて条例ができるときに、こどもから大人に僕たちは権利があって僕たちの権利も大切にすけど、僕たちが自分の権利を大切にすることは、人の権利も大切にすということをきちんと学んでくれると思うので、そういうところをしっかりと流山市でやっていけたらいいなと思っています。

《田中副会長》

ありがとうございました。

事務局の方から何かありますか。

《富安こども未来部長（事務局）》

ご意見ありがとうございました。

大変重要な指摘だと思っています。一部のこどもたちだけが権利について主張して浮かないようにということだと思います。例えば、「資料1：「（仮称）流山市こどもの権利条例」の制定に向けて」の4ページ「（4）条例化に向けた検討、意見聴取等のイメージ」右側のところ、「事務局（共管）」として、こども未来課と教育委員会の指導課もタッグを組んで一緒にやっいていこうという話です。

3 ページを見ていただきますと、「庁内検討会議」がございますけれども、こども未来部長の私が座長を、副座長を学校教育部長に担当してもらい、きっちり議論を進めていき、引っ張っていこうと思っております。

先進の自治体の事例などを見ましても、小学校や中学校に出前授業やワークショップを行い、こどもの権利がどういったものなのか、具体的に身近な事例を通して説明したり啓発したりする取り組みを行っていますので、そこは当然、こどもの権利部会長とも相談し、子ども・子育て会議の委員の意見もお聞きしながら、そういった取り組みを何か考えられないかと思っております。ありがとうございます。

《田中副会長》

ありがとうございます。

他にご意見ある方。石田委員お願いします。

《石田委員》

本当にありがとうございます。素晴らしいと思っていて、しっかり庁内全体も考えていただいて、こどもの意見を聴いていただいてというところの仕組みがすごくいい、体制もしっかりとできていると思いました。

先ほど小澤委員が言われたように、こうやっている一部の人たちだけが一生懸命ではなく、また、こどもの権利というと、こどもの意見を聴かなければみたいにどんどんクローズアップされていきますけれども、一番大人が理解しなければいけないと私は思っているのです、そこにもしっかりと力を入れてほしいと思っています。

もう1つ、こどもというと赤ちゃんからということがありますが、赤ちゃんは声を出せないということで、そこを考えられるような大人にもしっかりと意見を聴いて欲しいと思っています。それが母親なのか、父親なのかというところがありますけれども、親の中でも赤ちゃんのことを考えている人たちもたくさんいますが、どちらかというと、親の立場で話をしてしまうというところがあるので、しっかりと赤ちゃんにも権限があるのだということを全体に共有していただければいいと思います。よろしくお願いします。

《田中副会長》

どうもご意見ありがとうございます。

事務局お願いします。

《鷺尾こども未来課こども政策室長（事務局）》

今、石田委員からお話があったようにこどもの権利条例というのは、こどもがもちろん主役であるかもしれないけれども、我々大人がしっかり理解する必要があります。

そこで、周知の一つとして「広報ながれやま」5月11日号で、こどもの権利に特化した特集号を組みます。見出しは「こどもの権利条例を作ります！」にする予定です。その中で、石田委員からお話があったように、まずは大人がしっかり理解していかないといけないので、大人が、どういうことを大切にしなければいけないのかというところを1面に載せております。

今後も継続的に周知啓発が必要でしょうし、ワークショップ等も実施して大人もこども、しっかり周知啓発をしていければと思います。

《田中副会長》

ありがとうございました。

藪本委員お願いします。

《藪本委員》

取りまとめるのは、大変と思いますが期待をしております。

1点、資料1の3ページ目「庁内検討会議」で、取り入れていただければと思うのですが、「庁内検討会議」、「庁内検討ワーキンググループ」を見させていただいていると、どちらかという結構ソフト側の方が多いと見ています。今までのこどもたちからの回答を見たときに居場所など、物理的なハードの話が結構出てきていたと私は記憶しております。例えば、公園の話では集まれる場所がないやまちづくりをどう進めるかなどの視点を入れていただいた方が、こどもの声に真摯に向き合えるのではないかと思います。

《田中副会長》

ありがとうございました。

事務局、お願いします。

《富安こども未来部長（事務局）》

ご意見ありがとうございます。

確かにハード面も重要だということでおっしゃる通りだと思います。庁内の検討会議とワーキンググループの構成メンバーを資料1で出させていただきます。

いておりますけども、「オブザーバー部局」というものを設け、状況によって、ハード面に関する議題のときには参加していただこうと考えております。そういったところでうまく意見を聴取してバランスの取れた議論ができるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

《田中副会長》

加藤委員をお願いします。

《加藤委員》

こども食堂ネットワークの加藤です。

こどもたちの意見を聴くということで教育委員会と連携すれば、小学校、中学校の意見を聴けると思いますけれど、高校生達もいっぱい良い意見を持っています。こども食堂に来ている流山高校や流山北高校の子たちは、今すごく成長しており、意欲的に活動しています。若者まちづくりプロジェクトにも参加しています。高校生と大学生も仲間に入れていくわけですから、より多くの方を取り込めるようにしたら良いと感じたのでお話しさせていただきました。

《田中副会長》

事務局、いかがでしょうか。

《鷲尾こども未来課こども政策室長（事務局）》

ありがとうございます。

本当に高校生とか大学生も含めたご意見がとても大事だと我々も感じています。今週、金曜日に市内4つの県立高校の校長先生が教育委員会にいらっしゃいます。その時に、こどもの権利条例を作る事、その中でこういう検討体制を考えている事、また、若者委員の募集やこども会議を開催することをお話する機会をいただきます。高校への周知活動に関しては、今後も継続して進めていきたいと思っております。

《田中副会長》

ありがとうございます。校長先生を通して学生の皆さんにお伝えするっていうことでよろしいでしょうか。

若松委員、お願いします。

《若松委員》

2点ありまして、1点目は、義務教育が終わって高校に入る段階と、18歳で成人になる段階とで、権利保障という点で異なると感じることが多いです。そのライフサイクルのつなぎの部分にいるこどもたちを視野に入れた仕組みがあればいいかなと思いました。

2点目は、大人が学ばなければならないという点では、流山市の抱える社会課題ととらえて、例えば、流山市ゆうゆう大学で、学生たちに学ぶ機会を提供する。組織的に教育活動として社会教育とか生涯教育活動の一環として、高齢者の学生の方たちに取り組んでいただくというような試みもあっていいかなと思いました。

子ども見守り隊や青少年指導センターなど、こどもたちを地域で見守る活動を組織的に行っている団体の皆さんにも、周知していただけるような仕組みづくりを考えていただけたらと思いました。

《田中副会長》

ありがとうございました。

事務局の方いかがでしょうか。

《富安こども未来部長（事務局）》

ご意見ありがとうございます。

義務教育から高校などのトランジションというか移行期にどういうふうにサポートしていくかという話だと思しますので、これ自体はこれから議論していく話にはなりますけれども、こどもの権利条例で対象のこどもの定義にも関係してくると思います。こども基本法では心身の発達の過程にあるものということで、特に年齢で制限しておりません。そういった考え方や他の先行している条例を参考にしながら、議論していければと思っています。

それから社会教育として高齢の方にもこどもの権利について学ぶ機会をとというご意見をいただきました。いろいろな形でこどもに関わっていらっしゃる大人がおり、地域の方もおりますのでそういった方々に広く周知できる方法については、しっかり考えていければと思います。

ご意見ありがとうございました。

《田中副会長》

ありがとうございます。

ゆうゆう大学、すごくいいと個人的に思います。シルバー人材向けとか、そういうのがあってもいいと思います。

藤本委員お願いします。

《藤本委員》

3 ページ「(3) 庁内検討会議の設置」は、素晴らしいと思っていますが、これが年間の事業計画ではないのですけれど、案として、どのようにやっていくかというのを教えていただきたいと思います。

《富安こども未来部長（事務局）》

ご質問ありがとうございます。

まだ、どれぐらいというのは、決まっているものがあるわけではないのですけれど、2か月に1回ぐらいとか、あとは、こどもの権利部会の方から、例えば、こういうことを調べて欲しいとか、依頼があった場合には、臨時で開催することもあると思っています。

《田中副会長》

ありがとうございます。

伊ヶ崎委員、どうぞお願いします。

《伊ヶ崎委員》

資料ありがとうございます。

資料1の4ページ「市民等からの意見聴取方法（案）」についてです。小中学校や幼稚園・保育園・高校とかに所属しているけれど通えない子とか、中学校卒業した後、居場所がない子とか、そのあたりの方がどこかに出かけて意見を言うのは難しいと思うので、ネットの環境を活かして意見が言えるような手法を考えていただけると良いと思いました。

《田中副会長》

ありがとうございます。

事務局の方いかがでしょうか。

《富安こども未来部長（事務局）》

ありがとうございます。

アウトリーチという方法もありますけれども、まずはネット環境の利用について検討ができればというふうに思っております。

ありがとうございます。

《田中副会長》

よろしく申し上げます。

他の方がいかがでしょうか。郡司委員よろしく申し上げます。

《郡司委員》

まず、こういうことをやることを知らせないことには始まらないと思います。参加したいと思ってもやっていることを知らないと何も意見が出せないと思います。まず、ホームページであったり、LINEはもちろんのことですけれども、スキットメールであったり、さらに学校から子どもたちにチラシなどを配るという効果はとても高いと思います。

でも、そこには興味を持たせるような工夫も必要になってくると思うので、できれば、広報ながれやま5月11日号で特集号をやるということでしたが、それを、例えば、学校に配ってもらえば、学校の子どもたちに直接、渡せたり、電子版を送れるので、そこから、アンケートフォームを配るということもできると思います。

卒業したこどもの親御さんもいるので、スキットもすごく効果があると思います。高校生・大学生は、もう義務教育ではないのですけれども、卒業したお子さんにもお声掛けくださいというのと良いかと思います。なかなか若者は、ホームページを自分から見ないので、親御さんから声かけてくれるということもできるかなと思います。

高校との連携ですけれども、実は、おおぐろの森中学校はおおたかの森高校の近くなのですが、その校長先生は、以前から知っている方だったので、お話をさせていただいたのですけれども、幼保小だけでなく中高も連携していきたいですねと話します。高校の方も、そういった意欲はあると思うので、なかなか義務教育よりも高校の方が生徒の電子機器の使い方が、個人任せになっていて、一斉にやるのは難しいのですけれども、例えば、中学校からおおたかの森高校の方に、情報発信して、高校生におおたかの森中学校に集まってもらえるかな、と声を掛けたら来てくれる高校生もいるかもしれないので、草の根ではないのですけれども、届けられるところにどんどん情報発信していくのがいいのかなと思いました。

《田中副会長》

ありがとうございました。

質問ですけれど、スキットメールは大体親向けかなと思うのですが、お子さんに直接行くような仕組みは、あるのでしょうか。

《郡司委員》

今、学校では、T e a m s というマイクロソフト社が提供しているものを日常的に頻繁に使っています。他の学習支援ソフトもあるので、例えば、2次元コードやアドレス等のリンク情報を配ることは簡単なもので、そこから興味がある子だけしかアクセスしないかもしれないのですが、こどもたちに直接、市の方から、例えば、動画やチラシとかそういうのを目に触れさせることは、そんなに難しくないと 생각합니다。

《田中副会長》

ありがとうございました。動画など作りたいですね。

《加藤委員》

作ってくれたら、こども食堂からどんどん紹介します。

《田中副会長》

こどもたちが出てくるような動画は、よく他の自治体でも作っているもので、ぜひ、検討していただきたいと思います。

加藤委員、お願いします。

《加藤委員》

こどもたちに発信するときに、どの学年のこどもたちでも理解できるようなものが発信されなければいけないと思います。同じ紙面でもこども新聞のようなものだったら、こどもが興味を持って読んでくれる部分もあります。

動画もいいと思います。

スキットメールの話が出たのですが、スキットメールが教育委員会から送られて、山のように、日々、私のところにも入りますが、お母さんたちは、意外とスルーしている方が多い気がします。もういっぱい来るから、スルーしていいかなと言って埋もれるので、スキットメールだけでは、多分だめだと思います。お知らせだったら紙ベースが一番いいと思うところもあり

ます。また、こども食堂の話なりますけど、食堂のチラシをこどもたちやご家庭に配れば配るほど効果があります。電子機器を使うのもとてもいいと思いますけど、紙ベースも、また考えて欲しいと思います。

《田中副会長》

ありがとうございます。紙ベースもあるとうれしいですね。

北野委員、お願いします。

《北野委員》

今おっしゃってくださったようにこどもたちに知らせるといのはすごく大事だと思うのですが、中学校3年生と小学生は全然発達段階が違うので、小学生もということであれば、例えば、文字ではなくて視覚的にムービーとかでもいいと思います。どんなことを考えていくのか、わかりやすく作っていただけると良いと思います。流山市こども会議でも議題にするとおっしゃっていたので、もし、そこで少しでも話題にするのであれば、小学生がわかるレベルまで落としていただかないと、こどもたちがこの会議に参加した後で、何をしゃべっていいのか、本当にこどもの小さなルールで実際にしゃべっていて、全然、皆さんの思うようなところに行かないシーンが出てくると思います。こどもの権利条例は、好き勝手なことではないので、やはりもう少し広くこどもたちがこどもたちのレベルでわかるようにしていくような工夫も必要なのかなと思ったので付け足します。

《田中副会長》

ありがとうございます。こどもといっても、発達年齢差がかなりありますので、どういうふうに周知していくか検討していただきたいと思います。

はい、若松委員、お願いします。

《若松委員》

今のことで関連ですけれども、こども向けのイベント等を実施したりする際に、スキットメールも出させていただいています。結局、アンテナの高い親御さんがこどもの意見を聴かないで申し込んでしまうというケースが多くて、参加したこどもたちは、全然盛り上がりせず、何となくお客様みたいなこともあります。紙でなくてもいいと思うのですが、こどもが見て、自分で行きたいと言って申し込むという、そういう仕組みを意識して作ってい

ただけたらと思います。こどもの権利条例の制定に関する事に関しては、こどもが自分でやりたいという意見が、できるだけ出るような仕組みを考えていただきたいと思います。

《田中副会長》

ありがとうございました。

事務局の方でなにかありますか。

《鷺尾こども未来課こども政策室長（事務局）》

ご意見ありがとうございます。

本当に興味を持って自発的に考えていただくということが一番だと思います。紙ベースで説明という話がありました。去年、こども会議を初めてやったときですと、こども食堂に直接お伺いさせていただいたり、おおぐろの森中学校の生徒総会で全校生徒の前でしゃべったりのように、直接伝えることが大事だと思います。今回、こども会議は教育委員会と一緒にやっていきますので、しっかりと協力していきながら、こどもに直接伝えていければと思います。

《田中副会長》

ありがとうございました。他の方がいかがでしょうか。

長谷部委員お願いします。

《長谷部委員》

教育支援センターの長谷部です。

こどもたちに関わる仕事をさせていただいて保護者の方ともたくさんお話をさせていただく中で、これは、こどもの思いなのかな、親御さんの思いなのかなと思う場面がたくさんあります。先ほど、こどもへのリーチの話とか、保護者へのリーチの話しがたくさん出たのですが、その大人、特にこどもを育てるとき、自分も今、子育てしながらの活動中ですが、保護者の方にもこういった考え方を啓発していくというところで、範囲がすごく広がっていくのではないかとこのように思いました。

《田中副会長》

ありがとうございます。

本当に一番難しいのは末端の親に通知していくのが、とっても難しいこと

かなというふうに思います。

他にいかがでしょうか。いろいろなご意見あったと思いますが、どれも貴重なご意見だったと思います。

こどもの権利部会長である半田委員から一言をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

《半田委員》

ありがとうございます。

このたび、こどもの権利部会の部会長を担当させていただきます半田と申します。まずは本日の議論を踏まえて、歴史的な第1歩、皆様とともに立ち合えたことがとても感動的でした。そして、この流山市こどもの権利条例に関しては、市議会においてもずっと議論をされていて、議員立法で出していくのか、はたまた、どうしていくのかということの勉強会をずっとなされていたと思います。

行政、市議会含めて各自治体への視察や全国自治体シンポジウムに出ていくなどいろいろなことをされてきました。その中で、今回市長が議会において、執行部提案で作っていくということを表明されたということは、歴史的なことだったのではないかというように思います。

そして、市長が表明したことをもとに、この子ども・子育て会議に、本日、諮問がなされました。その諮問内容に、本市として、こどもの権利保障を総合的にとらえ、理念、制度、仕組み、施策などが相互に補完し合うような内容を備えた、こどもの権利条例の制定を進めていきたい。こどもの権利条例の中にも、いろいろな種類があるのですが、流山市としては、こうしたものを総合的にとらえた総合条例の検討を依頼されたというのはとても大きかったのではないかと思います。

そして、その中で皆さんそれぞれの立場、ご専門、ご経験の中から活発なご発言が出ていたというのはとても良かったと思います。

そして今度は、それをもとに、こどもの権利部会に調査審議依頼がなされ、この中に新たな特別委員、さらにはその中に子ども・若者委員が入って議論を進めていく、そして市民等からの意見聴取の方法も多様な方針の中で意見聴取をしていく、というイメージ図が出されました。

そして、それを支える体制整備として、この全庁体制で、こうした会議を構成されたというのがすばらしいのではないかと思います。庁内検討会議の座長が子ども未来部長、副座長が学校教育部長、そして、それを受けた形で

庁内検討ワーキンググループ座長にこども家庭センター所長、副座長に指導課長が入る中で、学校と保健福祉、こども未来という部署が、ともにこうしたこどもの権利を保障していくための体制を整えて、これは制定過程だけではなく、条例ができた後の実施においても、こうした庁内の情報共有とそれを動かしていく仕組みに全庁が関わっていくという意思が表明されたことなのではないかというふうに思いました。

そして、そうした意見聴取をしていくにあたり、子ども・子育て会議が前年度に様々な議論をして、「子ども・若者の意見表明・参加に関する手引き」が作られたと思います。まさに、この手引きを活用して、チャイルドフレンドリーな形で、市民等からの意見聴取をしていく。そのことも前回の議論と今回の進め方ということが繋がっているのではないかというふうに思いました。

そして、課題もこの中でいろいろ出ましたが、条例制定過程の中でどのように、市民やお子さん、保護者、住民の方たちに参加してもらうか。参加してもらうための条件としてはまずは知っていただく必要がありますが、知っていただくにあたって、市の広報の特集号を入れるだけではなく、学校の中において、こどもたちや保護者にどのようにその情報伝達をしていくのかというところも、校長先生や教育委員会の方がこのような形で意見を出していただき、まさに様々なところへの情報の伝わり方ということの議論がなされているというのも素晴らしいと思いました。是非、これが義務教育だけではなく、高校とどのように連携していくのか、また、その中継点のところと、母子保健のところとどんなふうに関わっていくのかというところも議論に入ってきたのは、すごく素晴らしいと思っております。

まさにこれから制定が始まり、その制定過程の中から、その流れの中でもこどもにやさしいまちづくりをこどもの権利ベースで進めていくという、そして条例を制定した暁には、その基準をもとに、これを実施につなげていく。

そうした流れが今回、全体的に事務局から示され、それに基づく議論がなされたというようなことをすごく心動かされながら伺っておりました。

今後、調査をこどもの権利部会が担っていく役割というのは大きいと思いますが、常にそちらの方で議論した内容を子ども・子育て会議の中に戻し、また、そこで確認をし、意見をいただいた上で、双方が連携、協力しながら、情報共有の漏れがないように進んでいくことができると、すばらしい条例の制定になっていくのではないかというふうに思いました。ありがとうございます。

《田中副会長》

まとめていただいて、ありがとうございます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

では、議題（２）については以上といたします。

それでは議題（３）「その他」についてです。事務局から説明をお願いいたします。

《松田子ども未来課長（事務局）》

２点ございまして、１点目ですが、次回、第１回の流山市こどもの権利部会でございますが、５月２５日月曜日午後６時から南流山センターでの開催を予定しております。部会委員の皆様におかれましては、ご出席のほどお願い申し上げます。なお、通知文等については、後日、発送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に第２回子ども・子育て会議については８月下旬頃の開催を予定しております。こちらについても日程が決まり次第、改めてご案内差し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局から以上でございまして。

《田中副会長》

はい、ありがとうございます。

今回は、こどもの権利部会の方が５月２５日午後６時から南流山センターということですので部会の委員の皆様はよろしくお願いいたします。

次回の子ども・子育て会議は、８月の下旬ごろということですので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

平尾子ども家庭センター長に、もしよろしければ、新しい部署なので、一言いただけたらと思っております。今、センターがオープンされて、どのようなことが課題になっているか簡単に教えていただけたらと思っております。お願いいたします。

《平尾子ども家庭センター所長（事務局）》

昨年度の子ども・子育て会議の中でも、子ども家庭センターが設置されますということで簡単にご説明はさせていただいたと思っております。実際に、この

4月に開設させていただいて、主には旧子ども家庭課が担ってきた児童虐待とか、困難を抱える女性を担当し、あと母子保健ですが、いろいろな事業を進めさせて、いただいています。

まだ、始まったばかりではあるし、児童福祉と母子保健の部門で、どうしても執務場所が離れてしまっているの、見た目はそんなに、もしかしたら変わらない部分があるかもしれないのですが、それでも、新しく統括支援員という実務上のマネジメントを徹底的にやる専門の職員を配置できたということと、母子保健と児童福祉の方で指揮命令系統を一本化したので、難しい問題というのは相変わらずいっぱいあるのですけれど、スムーズにいろいろな判断とか決定を行って支援を行えるというところは、できるようになったと思っています。

この後、要保護児童対策地域協議会などを通じてここにいる関係機関の皆さんとも、どんどんもっと密に繋がっていて、早期の虐待防止というところもあるのですけれど、もっと予防の方に力を入れていきたいと思っていますが、それは、先ほど申し上げたように皆さんと連携しなくてはどうしてもできないところだと思っています。

それからこどもの権利条例についても、ケースワーカーが、本当に声が聴かれにくい子どもたちにいっぱい関わっていますし、そういう団体とか組織の方とのやりとりも多いですので、その意見も、まさに現場でいろいろなところで命に向き合っている職員がそういう声を聴いて、また、この条例に肉付けできるように動いていきたいというふうに思っています。条例ができて、それがしっかり子どもにも大人にも浸透していけば、児童虐待自体がなくなっていくはずですので、そういうところを私も目指して一緒にやらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

《田中副会長》

とてもいいお話が聞けました。ありがとうございます。

では、令和8年度第1回流山市子ども・子育て会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上